

## ■住宅積立郵便貯金

商 品 名	住宅積立郵便貯金 ※住宅積立郵便貯金は全て据置期間経過後2年経過し、通常郵便貯金となっています。
ご 利 用 いただける方	住宅の新築・購入又は増改築を目的とされる方（個人に限ります。） ※平成19年10月以降は、新規のお申込みを受け付けておりません。
据 置 期 間	最初の預入の日から起算して1年以上5年以下の範囲内の期間。ただし、1月未満の端数を付けることはできません。 ※据置期間経過後、2年経過すると通常郵便貯金となります。
預 入 金 額	毎月5,000円以上1,000円単位（1回の預入金額は毎月同額とします。）
預 入 限 度 額	●住宅取得の場合：42万円以上50万円以下 ●住宅改築の場合：24万円以上50万円以下
払 戻 方 法	郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口で払戻しできます。 ※正当権利者であることを確認できる証明資料の提示を求める場合があります。
利 率	預入時の日本郵政公社が定めた利率を約定利率として据置期間経過後2年経過するまで適用します。 ※独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）又は沖縄振興開発金融公庫（以下「支援機構等」といいます。）から貸付けを受けなかった場合は、貸付けを受けた場合よりも低い利率を適用します。 ※据置期間経過後2年経過した後は通常郵便貯金の利率を適用します。
利 子 計 算	●月割計算 ●付利単位10円 ●1年複利 ※据置期間経過後2年経過すると通常郵便貯金となり、毎年3月末を区切って、4月1日に利子を元金に加えます。
利 子 課 税	20.315%の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%） ※平成24年12月31日までに満期を迎えた貯金は20%の源泉分離課税
そ の 他	この貯金の払戻し及びその利子の支払いについては、国（政府）が保証します。 ※この貯金には、住宅積立郵便貯金規定その他関係規定が適用されます。 ※詳しくは、郵便局の貯金窓口又は株式会社ゆうちょ銀行本支店若しくは出張所の窓口におたずねください。

平成29年9月30日現在